

◎新潟県告示第953号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 貝屋鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市貝屋地内神明神社入口を起点とし、ここから耕地界に沿って北東に進み貝屋川に至る。ここから同川右岸を東に約220m進む。ここから南西に約240m進み、貝屋集落共有墓地東端で市道桜公園線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道貝屋寺沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、楕形山脈の西麓部の神明神社を中心とした区域で大半が広葉樹林からなり、キジ、オオルリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 清潟鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市人橋地内の市道外新田二ツ山線と市道外新田道4号線との交点を起点とし、市道外新田二ツ山線を西北西に約450m進み、市道清潟2号線との交点に至る。ここから同市道を北西に約240m進み、市道蓮潟二ツ山線との交点に至る。ここから同市道を北北東へ約110m進み、北北西に向かう農道との交点に至る。ここから北北西に向かう農道を約100m進み、北東に向かう農道との交点に至る。ここから北東に向かう農道を約260m進み、市道清潟道線との交点に至る。ここから同市道を約320m進み、市道外新田道4号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約600m進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオバン、マガンをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 弁天潟鳥獣保護区

(1) 区域

北蒲原郡聖籠町大字蓮野地内の弁天潟風致公園（駐車場を含む。）の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊に残された砂丘湖を取り巻く地域で、多様な鳥類が生息し、また渡り鳥の中継地としても重要であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 五十公野公園鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市五十公野地内の県道八幡新田島潟線と円山寺裏水路の交点を起点とし、同県道を北へ約550m進み市道五十公野公園線に至る。ここから同市道を東南東に進み、カトリック教会墓地を迂回し、升潟北西側を通り五十公野公園区域沿いに進み、有田病院及び「いいでの里」裏に至る。ここから五十公野公園区域東側を南に進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから同市道を北北東へ約250m進み、用水路との交点に至る。ここから用水路を南西に進み、下新保集落に至る。ここから同集落西側山沿いを南に約300m進み、更に南西に約200m進み土砂流出防備保安林区域に至る。ここから同保安林区域の外周沿いに約300m南下し、ここから東へ約150m進み千光寺に至る。ここから防備保安林区域の外周沿いに市立東中学校、五十公野レクリエーションセンター、豊田神社西側及び古四王神社入口を進み、「のぞみの家福祉会ジョブプレイスのぞみふぁーむ」に至る。ここから「ジョブプレイスのぞみふぁーむ」との敷地境界を北北東に約30m進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから五十公野公園区域沿いに北に約250m進み県立村上特別支援学校いじみの分校裏の山に至り、ここから山沿いに北北西に約350m進み水路に至る。ここから北に約80m進み、ゲートボールコートに至る。ここから西に約150m進み、円山寺に至る。ここから円山寺東側外周を約200m進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、マガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼があり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 松浦鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市松岡地内の国道290号と市道松岡本線との交点を起点とし、ここから同市道を東に約300m進み農道との交点に至る。ここから同農道を南に進み、用水を超え更に同農道を約150m進み山道の入り口に至る。ここから同山道を南西に進み、旧県道に至る。ここから同旧県道を北西に進み、国道290号との交点に至る。ここから同国道を北から北東に進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、学校愛護林として野鳥愛護活動が行われていた地域であり、カワラヒワ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 愛宕山鳥獣保護区

(1) 区域

五泉市旧村松町地内愛宕神明神社を起点とし、遊歩道見はらしの道を南東に進み愛宕山サイクリング道路との交点に至る。ここから同道路を北西に進み、勘六堤脇を通り大沢北尾根との交点に至る。次に同尾根を東に登り、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、アオサギ、トビをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

7 吉津鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町吉津地内のJR磐越西線御前トンネル東側入口を起点とし、阿賀野川左岸を南下し谷沢川との合流点に至る。ここから同川左岸を西に進み、県道三川インター線に至り、同県道を北上しJR磐越西線を越え、町道吉津線を北上した後、阿賀野川左岸を遡りJR磐越西線御前トンネル東側入口起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、サンショウクイ、ヒヨドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

8 麒麟山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町内の国道459号城山トンネル津川口を起点とし、麒麟山登山道を西に進み常浪川右岸に至る。ここから同川右岸を北西に進み、阿賀野川との合流点に至る。次に阿賀野川左岸を東に進み、国道459号城山トンネル鹿瀬口に至る。ここから同国道を東に進み、鹿瀬地区一本杉地内で変電所・松坂峠を経て国道459号城山トンネル津川口の起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、タヌキ、ウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 西山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島字地藏屋敷内の高出地内に通じる山道と町道日光線との交点を起点とし、同町道を北に進み西山地内に入り林道弘川線との交点に至る。ここから同林道を東に進み弘川地内に至る。次に町道長木弘川線を東に進み、ワラダ松峠を経て町道深沢線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、山道を経て町道日光線との交点に至る起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、アオゲラ、コゲラをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 悠久山鳥獣保護区

(1) 区域

県道9号線長岡栃尾巻線にある悠久山公園北西端交差点を始点とし、同県道を東に進み、えちご中越農業協同組合栖吉プラザ店に至る。ここから右側耕地界を南に進み、市道栖吉103号線と市道栖吉110号線を経て、国道352号に至る。ここから同国道を西に130m進み北側に隣接している市道栖吉146号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み三貫橋を経て、市道栖吉196号線との交点に至る。ここから同市道を北上し、市道東幹線38号線との交点に至る。ここから同市道を北上し、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、大部分が蒼紫の森を中心とした悠久山公園となっており、カワラヒワ、スズメなどの都市型鳥類や、シジュウカラ、ヤマガラなどの森林性鳥類と多様な鳥類が生息している。当該地域を鳥獣保護区に指定することにより、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護を通じた環境教育の場に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

11 坂戸山鳥獣保護区

(1) 区域

南魚沼市坂戸地内の坂戸橋東詰を起点とし、ここから市道体育館通線を下流へ進み、国道291号との交点に至る。ここから同国道を北東へ進み、市道二日町作場道線との交点に至る。ここから同市道を北東へ進み、昭和橋を渡り、魚野川右岸堤防（河川管理道路）との交点に至る。ここから魚野川右岸堤防（河川管理道路）を下流に進み、三国川との合流点に至る。ここから三国川左岸堤防を上流に進み、主要地方道塩沢大和線の深沢橋に至る。ここから同県道を南西に進み、市道宮下線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、一般県道落合六日町線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道宮下関谷線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、吉田地内を経て関谷地内で主要地方道塩沢大和線との交点に至る。ここから同県道を西へ進み、大月トンネル終点（山谷側：標高280m）から西南西に進み、坂戸山から金城山への稜線（大月トンネル上：標高500m）に至る。ここから主要地方道塩沢大和線を南西に進み、下大月地内で一般県道大月六日町線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、桜橋を経て、市道東泉田旧道線との交点に至る。

ここから同市道を北北東へ進み、国道291号との交点に至る。ここから同国道を北に進み、市道坂戸上町線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、坂戸山の森林地帯から水田地帯へ広がる地域である。山の周辺は杉の人工林であるが、山全体では雑木林で、コナラ、ナナカマドなどの林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンザルなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

12 竜ヶ窪鳥獣保護区

(1) 区域

中魚沼郡津南町大字谷内地内の県道加用今新田津南停車場線と町道谷内高野山線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み町道天上山横根線との合流点を南下し、農道横根下穴藤線との交点に至る。ここから同農道を南西に進み横根地内で町道相吉高野山線との交点に至る。ここから同町道を北に進み相吉地内で県道加用今新田津南停車場線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 八石山鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市大字善根地内の市道柏崎17-100号線と善根神社に通じる市道柏崎17-80号線との交点を起点とし、ここから市道柏崎17-80号線を北に進み善根神社に至る。ここから久之木峠に通じる登山道を東に進み、久之木峠で柏崎市と長岡市との市界に至る。ここから同市界を南に進み、八石山山頂を経て石川峠で県道田代小国線に至る。ここから同県道を北西に進み、石川峠橋に至る。ここから見通し線で北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、八石山（標高518m）の豊かな自然環境の中にあり、サンショウクイ、サンコウチョウ、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 山部鳥獣保護区

(1) 区域

上越市板倉区山部地内の市道山部線と上江用水との交点上の上江橋を起点とし、同市道を南に進み市道菰立・機織線との交点に至る。ここから同市道を南に900メートル進み、同市道と私道との交点に至る。ここから同私道を西に進み、通称谷内沢に至る。ここから同沢を北に進み、耕地界（田畑）を経て上江用水の東沖橋に至る。ここから同用水を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は板倉区山部集落南部の樹林帯であり、ヒヨドリ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

15 いもり池鳥獣保護区

(1) 区域

妙高市池の平温泉地内の県道池の平妙高温泉線と市道池の平温泉南北線の交点を起点とし、同市道を東に約80メートル進み市道池の平温泉6号線との交点に至る。ここから市道池の平温泉6号線を南に約320メートル進み、歩道との交点に至る。ここから同歩道を西に進み、市道池の平温泉1号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約400メートル進み、東北電力送電線下に至る。ここから同送電線に沿って約350メートル進み、田口用水に至る。ここから同用水に沿って西に進み、県道杉野沢二俣線と市道杉野沢高原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道杉野沢16号線との交点に至る。ここから市道杉野沢16号線を北に約100メートル進み、私道に入り北に約800メートル進み、アルペンブリック第1ペアリフト小屋に至る。ここからさらに北に約250メートル進み、市道池の平温泉中央線の起点に至る。ここから同市道を東に約400メートル進み、市道池の平温泉南北線との交点に至る。ここから市道池の平温泉南北線を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は大部分が広葉樹林、針葉樹林等で占めており、春にはミズバショウ、夏にはヨシが群生する。カルガモをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

16 小滝鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大所地内の県道入ノ平白馬線と林道山之坊線との交点を起点とし、同県道を南に進み木地屋集落を経て同県道終点に至る。ここから林道白池線に入り同林道を南に進み白池に至る。ここからウド川右岸を北西に進み大所川に至る。ここから同川右岸を北に進み、林道山之坊線に至る。ここから同林道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、全国的にも数少ないオシドリの繁殖地の白池周辺を含み、オオタカ、サンショウクイなどの希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

17 真野公園鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市真野地内の真野公園（真野宮、佐渡歴史伝説館を含む。）一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、桜をはじめとする多種の樹木が植栽され、また真野宮境内に大樹がなる地域であり、モズ、イカルをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

公園管理者の協力を得ながら定期的に巡視を実施するなどにより、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。